



## 市民太陽光発電所・市民還元事業検討懇話会の 構成員を募集します

～売電収入を活用した市民還元事業について考えてみませんか？～

市制50周年記念事業の目玉事業の一つとして建設した「市民太陽光発電所」は、平成25年8月に竣工し、平成25年9月から売電を始めました。

この発電所は、多くの市民の皆様等から建設資金を募り、売電収入の一部を活用して市民還元事業を実施するという全国的にも例のない公設公営のメガソーラーです。

市民還元事業検討懇話会とは、市民還元事業の取組みや進捗状況等について、広く市民団体の代表者や有識者等から意見を聴取するために開催する市政運営上の会合です。この懇話会構成員の任期満了に伴う改選にあたり、構成員の募集を行います。

募集についての詳細は、以下の募集要領をご参照ください。

### 募 集 要 領

#### 1 構成員の役割

会議にご出席いただき、下記の事項について意見を述べていただきます。

- ・「市民還元事業の方向性の検討」に関すること
- ・「市民還元事業の選定」に関すること
- ・「実施した市民還元事業の評価」に関すること
- ・その他必要と認められること

#### 2 募集人数 1 名

#### 3 任 期 令和5年8月1日～令和7年3月31日

#### 4 開催回数及び場所

- ・開催回数 年2回程度（予定：8月、10月）※日中2時間程度
- ・開催場所 市役所本庁舎等

#### 5 構成員報酬

- ・会議出席ごとに、市で定める基準に基づき、報酬をお支払いします。

#### 6 募集期間

- ・令和5年7月12日(水)～ 7月25日(火) ※必着

(裏面に続く)

## 7 提出書類

### ・応募用紙（別添）

※提出された応募用紙は返却しませんのでご了承ください

## 8 応募資格

- ・北九州市内に在住、又は通勤、通学する方
- ・北九州市議会議員及び北九州市職員（一般職）でない方
- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

## 9 選考方法

### ・提出書類による書類選考後に、面接を行います。

※ 面接の日程は、書類選考後にご連絡いたします。

※ 面接に要する交通費等については、自己負担となります。

## 10 選考結果の通知

### ・令和5年7月下旬、郵送でお知らせします。

※選考結果は、応募者本人にご連絡します。

## 11 募集要領の配布場所

- ・港湾空港局 総務課（門司区西海岸一丁目2-7 2階）
- ・港湾空港局 空港企画課（市役所本庁舎8階）
- ・北九州港ホームページ（<http://www.kitaqport.or.jp/>）

## 12 その他

- ・応募された個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、本選考事務以外に使用することはありません。
- ・本紙記載内容を全て了承のうえ、ご応募ください。
- ・応募用紙の記載内容に不備がある場合、受付できないことがあります。

## 13 応募方法・応募先及び問い合わせ先

- ・郵送・FAX・電子メール・持参のいずれかの方法で、応募用紙を下記まで提出してください。

〒801-8555 北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市 港湾空港局 総務課 経理・経営係（担当 松田、高野）

TEL 093-321-5916 FAX 093-321-5915

メールアドレス kouwan-soumu@city.kitakyushu.lg.jp